

地質・土質調査ボーリングコア取扱要領（案）

令和3年2月

島根県
農林水産部・土木部

目次

1. はじめに	・ ・ 1
2. 地質・土質調査ボーリングコアを保管する工種及びその保管方法	・ ・ 2
3. 地質・土質調査ボーリングコアの処分方法	・ ・ 4
4. 特記仕様書への記載例	・ ・ 5
5. 地質・土質調査ボーリングコア取扱フロー	・ ・ 6

1. はじめに

(1) 目的

本要領は、地質・土質調査業務委託の成果品であるボーリングコアを適切に取扱うために、保管すべき工種、保管期間、利活用方法、処分方法について定めるものである。

(2) 本要領の位置付け

本要領は、ボーリングコアの取扱いについて具体的な方法を示しているが、事業の内容や規模により、本要領により難しい場合は、事業担当課等と協議の上、別途、取扱いを定めることとする。

また、本要領は運用状況や改善意見等を検討して適宜見直しを行うこととする。

2. 地質・土質調査ボーリングコアを保管する工種及びその保管方法

(1) 地質・土質調査ボーリングコアを保管する工種、保管期間

ボーリングコアを保管する工種は、各種技術基準や過去の利用実績により下表に示すものとする。なお、これにより難しい場合は、事業担当課と協議の上、決定すること。

工種（施設）	保管期間	備考
ダム本体	ダム基準に準じて保管	*別途定められた基準に準じて運用（ダム技術 編集・発行：ダム技術センター）。
杭基礎	当該工事※完了まで保管	共通仕様書、技術基準において、支持地盤確認にコアの利用について記述がある（出典元；島根県公共工事共通仕様書、杭基礎施工便覧（日本道路協会）、場所打ちコンクリート杭の施工（日本基礎建設協会））。
港湾・漁港施設	当該工事※完了まで保管	当該工事とは、施設（防波堤、岸壁等）の単位とする。
地すべり対策（アンカー、地下水排除、抑止杭）	当該工事※完了まで保管	当該工事とは、地すべりブロックの単位とする。
トンネル（山岳、シールド）	当該工事※完了まで保管	トンネル工事は、切羽の地質状況を確認し、工法の妥当性や安全性を検証しながら工事を進める。 -
その他	保管しない	発注者の判断で保管することを妨げるものではない。

※_ 施設を建設するにあたり、地盤調査のため地質・土質調査ボーリングを実施した工事

(2) 保管場所、利活用方法

発注者は下表により、ボーリングコアを保管し、その利活用を図ることとする。

工種（施設）	保管場所	保管、利活用方法
ダム本体	コア倉庫	*別途定められた基準に準じて運用（ダム技術 編集・発行：ダム技術センター）。
杭基礎	各水産事務所、各 県土整備事務所 （県土整備局）、 事業所の倉庫	① 必要に応じて当該工事の受注業者へ貸し出す。 ② 工事完了に併せて受注業者から返納してもらい、 発注者が処分する。
港湾・漁港施設	〃	① 必要に応じて当該工事の受注業者へ貸し出す。 ② 工事完了に併せて受注業者から返納してもらい、 発注者が処分する。
地すべり対策 （アンカー、地下水 排除、抑止杭）	〃	① 必要に応じて当該工事の受注業者へ貸し出す。 ② 工事完了に併せて受注業者から返納してもらう。 ③ 安定性を確認後、発注者が処分する。
トンネル（山 岳、シールド）	〃	① 必要に応じて当該工事の受注業者へ貸し出す。 ② 工事完了に併せて受注業者から返納してもらい、 発注者が処分する。
その他	保管しない	発注者の判断で保管することを妨げるものではない。

(3) 保管にあたっての留意点

- ① 保管場所・保管期間・廃棄年度等を記載したボーリングコア管理台帳（別添参考様式）を作成し、適切な管理を行うこと。
- ② 湿気等でボーリングコア（標本箱舎）が老朽しないよう、また必要に応じて容易にコアを出し、観察できるよう倉庫等への保管を行うこと。

3. 地質・土質調査ボーリングコアの処分方法

(1) 共通事項

ボーリングコア（標本箱含）は、コア（試料）と標本箱、ビニール等に分別し、木製の標本箱は一般廃棄物、プラスチック製の標本箱及びビニール等は産業廃棄物（廃プラスチック類）とし、適切に処分する。なお、コア（試料）は、その性状により土砂（現場発生土）として取り扱うことができるものとする。

(2) ボーリングコアを保管する工種の処分方法

以下の方法で処分することとする。

工種（施設）	処分する者	処分方法
ダム本体	発注者	*別途定められた基準に準じて運用（ダム技術 編集・発行：ダム技術センター）。
杭基礎	発注者	当該工事完了後、受注者から返納を受け、工事発注者が処分する。
港湾・漁港施設	発注者	各事務所で取りまとめ、工事発注者が処分する。
地すべり対策 （アカー、地下水 排除、抑止杭）	発注者	各事務所で取りまとめ、工事発注者が処分する。
トンネル（山 岳、シールド）	発注者	当該工事完了後、受注者から返納を受け、工事発注者が処分する。

(3) 地質・土質調査ボーリングコアを保管しない工種の処分方法

ボーリングコアを保管しない工種については、以下により処分する。

工種（施設）	処分する者	処分方法
ボーリングコアを保管しない工種	発注者	委託業務の完了検査後、発注者が処分する。

4. 特記仕様書への記載例

本要領に基づき発注する、業務委託及び工事については、以下の記載例を参考にして、特記仕様書により、地質・土質調査ボーリングコアの取扱いについて明記する。

(1) 業務委託の特記仕様書記載例

第 条 地質・土質調査ボーリングコアの取扱いについて

本業務において採取したボーリングコアについては、業務完了検査後、速やかに発注者が指定する保管場所に納入すること。

(2) 工事の特記仕様書記載例

(記載例 1 ; 杭基礎の場合)

第 条 地質・土質調査ボーリングコアの取扱いについて

本工事の施工にあたっては、共通仕様書 3-4-5 により原位置地盤とボーリングコアを比較する必要があるため、受注者へ本工事に係るボーリングコアを貸し出しすることとする。貸し出しを受けた受注者は、適切に保管し工事完了後、速やかに発注者に返納すること。

(記載例 2 ; トンネル (山岳、シールド) の場合)

第 条 地質・土質調査ボーリングコアの取扱いについて

本工事の施工にあたっては、工法の妥当性、安全性を検証するにあたり、ボーリングコアを参考にする必要があるため、受注者へ本工事に係るボーリングコアを貸し出しすることとする。貸し出しを受けた受注者は、適切に保管し工事完了後、速やかに発注者に返納すること。

5. 地質・土質調査ボーリングコア取扱フロー

